

北朝鮮による弾道ミサイル発射及び核実験等に抗議する意見書

北朝鮮は、8月29日に、弾道ミサイルを発射し、北海道の上空を通過して襟裳岬東方に落下した。また、9月3日には6回目の核実験を行い、大陸間弾道ミサイル（ICBM）装着用の水素爆弾の実験で成功したとの発表を行った。

国連安全保障理事会は9月11日に、北朝鮮の核実験を受け、追加制裁決議を全会一致で採択し、国際社会が結束して一段と強い圧力をかける姿勢を示したが、北朝鮮は9月15日に、再び我が国の上空を通過する弾道ミサイルを発射した。

今回のミサイル発射は、我が国の国土への着弾、落下のおそれがあり、国民を危険にさらすもので、航空機や船舶の安全確保の観点からも、極めて危険な行為である。

こうした一連の行為は、国連安全保障理事会決議を無視して強行されたものであり、国際的な核軍縮・核不拡散体制に対する重大な挑発行為であるとともに、国民の生命と財産の安全を脅かす行為として、断じて容認することはできない。

よって、本県議会は、北朝鮮に対し、厳重に抗議し強く非難するとともに、弾道ミサイルの発射及び核実験による更なる挑発行為を行わないよう強く求める。

政府においては、北朝鮮に対し、国連安全保障理事会決議に基づく制裁措置の完全履行と国際社会と一体となった更なる実効ある外交措置のもと、平和的な問題解決に全力を尽くすとともに、国民に対して、北朝鮮の弾道ミサイル発射や避難行動等に関する的確な情報提供を行うなど、国民の安全と安心の確保に万全を期すことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月20日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	伊 達 忠 一 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
外 務 大 臣	河 野 太 郎 殿
防 衛 大 臣	小 野 寺 五 典 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿